

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約
(参加医療機関向け)

令和2年10月1日制定
経 済 産 業 省
厚 生 労 働 省

(目的)

第一条 本利用規約は、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の利用に関して、参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(本利用規約の適用範囲)

第二条 本利用規約は、本センター運営者が運営する本センターの利用に対して適用されません。

2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等（以下、「諸注意等」という。）が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

(本利用規約への同意)

第三条 参加医療機関は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。

2 参加医療機関は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約に同意したものとみなされます。

(本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、渡航者等が、渡航先国の求める要件を満たす検査証明（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査による証明をいう。以下同じ。）を円滑に取得するため、参加医療機関との契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに対する支援を行い、また、これらに付随するサービスを提供します。

2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等又は参加医療機関が行う判断若しくは渡航者等と参加医療機関との間におけるトラブル等について、本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。）は一切の責任を負わないものとします。

3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

(アカウントの取得手続き等)

第五条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。

2 参加医療機関は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

(遵守事項及び禁止事項)

第六条 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

一 アカウントを適切に管理すること

二 検査証明の実施に係る料金その他の本センター運営者が求める情報（以下、単に「検査情報」という。）を本センター運営者に提供することによって、本センター運営者が提供するウェブサイトに表示し、当該情報に変更が生じた場合には速やかに更新を行うこと

三 本センター運営者が認める適切な検査証明方法に基づき、検査証明を実施すること

四 渡航者等と締結した検査証明実施契約を取り消す、又は検査証明実施契約の内容を変更する必要がある場合に、当該渡航者等に対して適切に対応すること

五 その他渡航者等と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に対応すること

2 参加医療機関は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。

一 自らのアカウントを他の医療機関に有償又は無償で利用させる行為

二 本センター運営者に対して、事実と異なる又は不正確である検査情報を提供する行為又は検査情報を提供しない行為

三 別表に定める検査証明方法等によって検査証明を実施する行為

四 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

(利用停止措置)

第七条 本センター運営者は、参加医療機関が前条第二項各号に定める禁止行為を行ったと認める場合は、当該参加医療機関にあらかじめ通知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該参加医療機関が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。

- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

(利用可能時間及び利用の制限)

第八条 本センターの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、本センター運営者の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。

- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、参加医療機関に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。
- 一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害が発生した場合
 - 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合
- 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものとします。

(知的財産権)

第九条 本センター運営者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物（本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。

- 2 参加医療機関は、本センター運営者が本センターの利用に関連して参加医療機関に提供する一切のプログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。
- 一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること
 - 二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為を行わないこと
 - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこと
 - 四 本センター運営者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

(個人情報の取扱い)

第十条 本センター運営者は、本センターの利用により参加医療機関から取得した個人情報等について、別途定めるプライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。

2 本センター運営者は、法令に基づき行われる裁判所若しくは行政庁の命令その他本センター運営者が情報を開示すべき法令上の義務を負う場合又は訴訟等の手続において主張若しくは立証の必要が生じた場合には、参加医療機関の個人情報その他本センター運営者が本センターを運営するに当たり取り扱う情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

(免責事項)

第十一条 本センター運営者（その運営を委託された外部事業者を含む。以下本条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航先国の求める要件その他の本センター運営者が提供する情報に関するもの

二 本センター運営者が提供するウェブサイトその他のシステムに関するもの

三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施契約の内容の変更又は取消しに関するもの

2 本センター運営者は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者の責めに帰すべき事由に該当しない事項（次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）により参加医療機関が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。

一 参加医療機関が本センター運営者に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合

二 渡航者等が参加医療機関の信用を損なう情報を流布した場合

三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合

四 参加医療機関が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は参加医療機関により誤操作等が行われた場合

五 参加医療機関が、本利用規約に違反した場合

六 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象により参加医療機関が受けた損害又は本センター運営者の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合

3 本センター運営者に責任があると解釈された場合でも、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、参加医療機関当たり二万五千円を上限とするものとします。

(本利用規約の変更)

第十二条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめ参加医療機関の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表及び参加医療機関への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時をもって効力が生じるものとします。

3 変更後の利用規約の掲載後に、参加医療機関が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、参加医療機関は変更後の利用規約に同意したものとみなされま

(準拠法及び合意管轄)

第十三条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者と参加医療機関との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、本センター運営者と参加医療機関は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

別表 (適切ではない検査証明方法)

・受検者の自宅その他医療機関の管理下ではない場所で採取された検体を基礎とする検査証明
・複数の唾液検体を一括して検査するプール方式による検査証明 (※) (※) プール方式の適切性については、厚生労働省において検討中であるため、本措置は、当面の間の措置とする。